

令和7年10月17日

特定空家等への行政代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第22条第9項に基づき、危険な空き家を行政代執行により解体・撤去します。なお、本市において、空家法第22条第9項に基づく行政代執行による空き家解体は、今回で2件目となります。

1 対象となる空家等

(ア)所在地	三次市三次町1297番地2外2筆
(イ)構造	木造瓦葺2階建
(ウ)用途	店舗・居宅
(エ)築年数	不明
(オ)所有者	死亡（相続人あり）
(カ)周囲の状況	市道に接道

2 空家の状況

令和7年8月に南側道路に面した外壁の一部落下。また屋根の瓦や外壁が脱落しているため、柱・梁・外壁等が腐朽し、建物が変形している。

3 対応経過

令和6年2月	空家法に基づく「指導書」交付
令和6年6月	空家法に基づく「勧告書」交付
令和7年2月	空家法に基づく「命令書」交付
令和7年9月	空家法に基づく「戒告書」交付

4 行政代執行による解体

当該空き家は、建物の一部が崩落するなど、倒壊の危険性が高い状況にもかかわらず、空き家所有者等は除却を行わないため、本市が所有者等に成り代わり行政代執行により当該空き家を解体します。

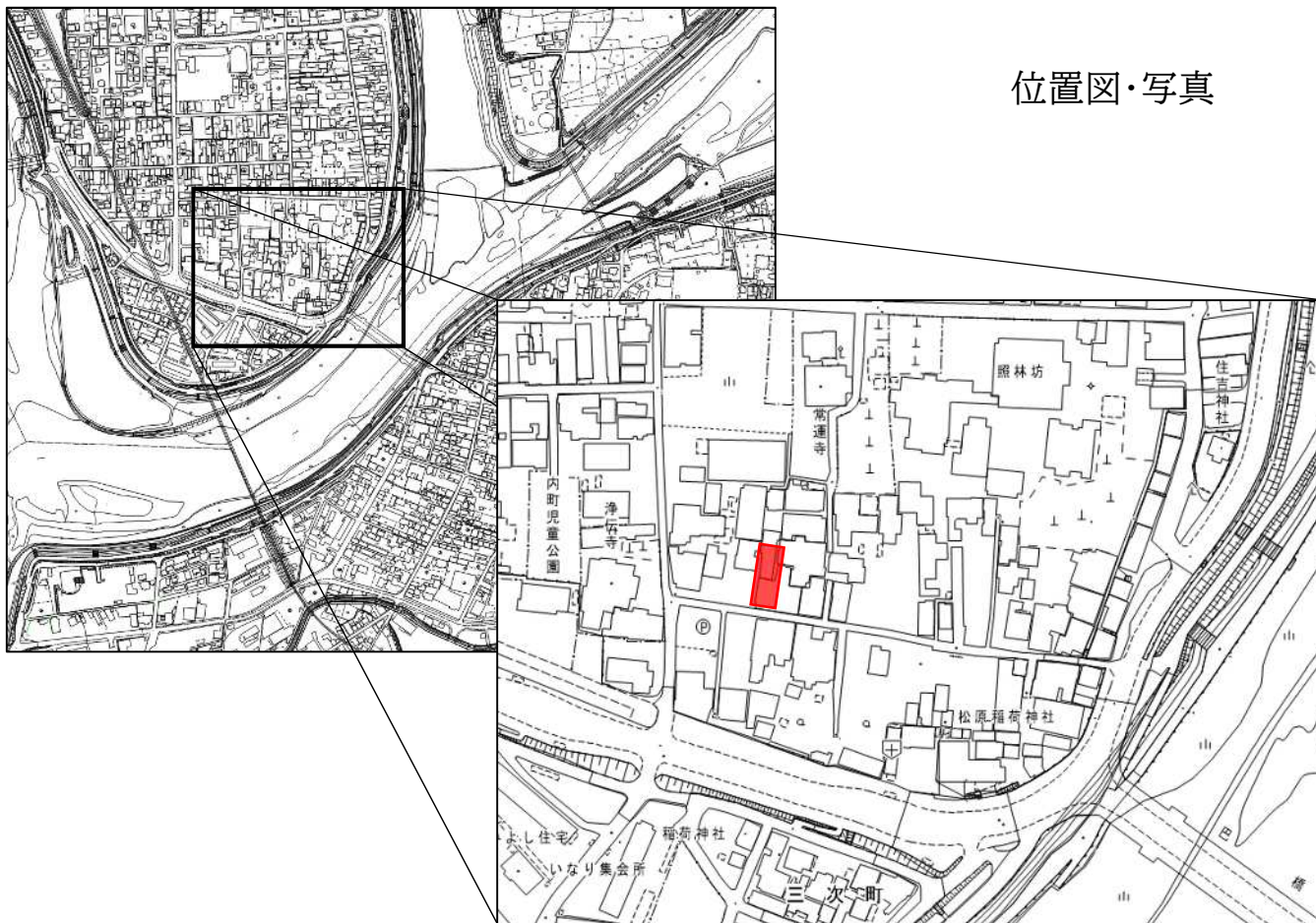
5 解体工事着手の日時

令和7年10月22日（水） 午前9時15分頃

6 工事費用

約400万円。 全額を国税徴収の例により、空き家所有者等から徴収します。

位置図・写真



広島県三次市

建設部 都市建築課 建築指導係 (担当:山田)

TEL:0824-62-6385 FAX:0824-62-6166